

「平成30年度弘前公園公衆無線LAN環境整備業務」に係る

公募型プロポーザル 質問回答書

回答日 平成30年6月14日

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------------------|--|--|
| 1 | 3 参加資格等 (1) 参加資格について | <p>弊社は弘前市競争入札参加資格名簿にシステム開発、電気通信工事で登録されていません。また、電気通信工事の許可も得ていません。主任技術者の資格を持った者もいません。</p> <p>しかし、共同で応募の場合は参加資格のほか、条件をみたしていれば可能のようですが、この部分を詳しく教えて頂けないでしょうか。</p> | <p>○実施要領「3参加資格等 (1)参加資格について」に記載しているとおおり、「弘前市競争入札参加資格者名簿」に未登録の事業者であっても参加可能です。</p> <p>例として、3者の事業者の共同による応募の場合、3者とも「弘前市競争入札参加資格者名簿」に未登録であっても参加可能です。その場合の参加表明手続きの提出書類は3者分が必要になります。参加資格の他の要件についても、ご留意をお願いします。</p> <p>なお、実施要領「3参加資格等 (1)参加資格について ④～⑤」及び「5参加表明手続 (1)提出書類④～⑤」について、共同による応募の場合は、いずれか1者でよいものとなります。実施要領「P2上から10行目」及び「P3上から7行目」をご確認ください。</p> <p>○「5参加表明手続 (1)提出書類②～⑥」について「弘前市競争入札参加資格者名簿」に登録している場合は、その登録手続きの際に提出済みの書類であるため、今回の参加にあたっては提出不要ですが、未登録の場合は必要となりますので、ご留意をお願いします。</p> |

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|--|--|
| 2 | データ保存と管理 | ログイン情報の保存はどのような手段が望ましいでしょうか。 また、その管理者と方法を教えてください。宜しくお願いいたします。 | <p>○仕様書「4基本要件(1)全般要件」で「クラウド利用方式とする。(当市はサーバを保有しない)」と記載しているとおおり、クラウド利用方式となるため、ログイン情報はクラウドでの保存になり、その管理は受注者が行うこととなります。</p> <p>○仕様書「7保守・運用業務の内容(1)保守・運用対応」に記載しているとおおり、受注者は整備後の保守業務委託に別途契約で応じていただくことを予定しております。</p> |

「平成30年度弘前公園公衆無線LAN環境整備業務」に係る

公募型プロポーザル 質問回答書

回答日 平成30年6月21日

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|--|---|
| 3 | 仕様書2 | <p>屋外のアクセスポイント設置場所として、既存の電灯柱を利用可能でしょうか。</p> <p>その場合、24時間通電可能な電源も利用可能でしょうか。</p> | <p>○別図1 想定エリア図(弘前公園)の番号順に記載します。いずれも24時間通電可能です。なお、各社によってプランが異なることから、設置場所については事業者決定後にあらためて関係機関と調整することになります。</p> <p>○「①追手門口外側及び②追手門口内側」は付近の配電盤から電源をとり、既存の電灯柱に伸ばすことを想定しています。</p> <p>「③植物園入口周辺及び④植物園休憩所」は既設の箇所に設置可能です。</p> <p>「⑤弘前城情報館～南内門方面」は弘前城情報館付近の電灯柱を利用可能です。</p> <p>「⑥下乗橋下周辺」は既設の箇所に設置可能です。</p> <p>「⑦⑧本丸」は既設の箇所に設置可能です。</p> <p>「⑨東内門周辺」は東内門から北側の電灯柱を利用可能です。</p> <p>「⑩東門口周辺」は付近にあるピクニック広場内の電柱を利用可能です。</p> <p>「⑪北の郭」は既設の箇所に設置可能です。</p> <p>「⑫春陽橋周辺」は事業者決定後に関係機関と協議することになります。</p> <p>「⑬⑭弘前物産館横の時計」は、時計のポールに設置することを想定していますが、付近の電灯柱を利用することも可能です。</p> <p>「⑮中央高校口・緑の相談所周辺」は緑の相談所の既設の箇所に設置可能です。</p> <p>「⑯賀田橋周辺」は既設の箇所に設置可能です。</p> <p>「⑰護国神社前周辺」は付近のトイレに設置可能です。</p> <p>「⑱護国神社前周辺」は事業者決定後に関係機関と協議することになります。</p> |

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------|---|---|
| 4 | 仕様書3 | 既設アクセスポイントの撤去についてですが、回線等既設設備を流用するために新規設備施工時に撤去してもよろしいでしょうか（その場合、工事期間中は既設Wi-Fiは使用不可となります）。 | ○新規設備施工時に既設アクセスポイントを撤去することでよろしいです。ただし、Wi-Fi提供の停止期間が必要最小限となる工程について、事業者と当市で協議のうえ決定することとします。 |
| 5 | 仕様書4(2) | 「暗号化が可能であること。」とありますが、利用者端末～アクセスポイント間の通信の暗号化（WEP・WPA2等）のことでしょうか。それとも通信内容の暗号化（https・SSL等）のことでしょうか。前者の場合、暗号化されていない環境でないと最初の確認画面の表示そのものができませんが、どのような運用イメージを想定されていますでしょうか。暗号化あり・なしの2つのSSIDで運用することは可能でしょうか。 | ○利用者端末～アクセスポイント間の通信の暗号化（WEP・WPA2）となります。 ○運用イメージについて、利用開始時点では、暗号化なしのSSID 1つで運用する予定としております。 ○仕様書記載のとおり、暗号化あり・なしの2つのSSIDによるシステム構築は必須としますが、その運用方法については、今後の動向により対応が変わることから、事業者と当市で協議のうえ決定することとします。 |

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------|--|--|
| 6 | 仕様書6(1) | <p>「アクセスポイント機器は、利用者端末屋外200台以上、屋内100台以上の同時接続に対応していること」とありますが、本整備エリア全体での同時接続でしょうか。想定エリア図における分割エリア(①・②…)単位での同時接続でしょうか。</p> <p>後者の場合、1台のアクセスポイントで同時接続数が満たせない場合、複数のアクセスポイントの合計で同時接続数を満たしてよろしいでしょうか。</p> | <p>○1台のアクセスポイント機器の仕様としての条件ですので「想定エリア図における分割エリア(①・②…)単位での同時接続数」となります。</p> <p>なお、ひとつの分割エリアの中で例えば屋外に同時接続100台のアクセスポイントを2台設置することで、200台以上の条件を満たすという提案も可能です。その場合は仕様書 P1の「2サービスエリア」に記載しております23APを越える提案となり、新たな費用発生は本事業の見積りに含めて積算することになります。また、実施要領P6「5-1 保守等」で記載を求めています「当市が支出する毎月のプロバイダ料、回線利用料の参考見込額」にも23アクセスポイント数を越えることを反映した金額を記載することになります。</p> |
| 7 | 仕様書7(1) | <p>保守・運用業務委託料に、「プロバイダ使用料及び回線利用料は除く」とありますが、構築時に必要となるLTE方式のSIMカードは弘前市様でご用意（施工時まで手配）頂けると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>グローバルIPが必要な設計となった場合、プロバイダ使用料・回線利用料が増加することが想定されますが、許容頂けますでしょうか。</p> | <p>○プロバイダ使用料、回線料、LTE方式のSIMカードについては当市が用意することとして、費用については当市が負担いたします。</p> <p>なお、使用する回線については、事業者と当市で協議のうえ決定することとします。</p> <p>○また、グローバルIPアドレスが必要な設計となった場合のプロバイダ使用料・回線利用料の増加については許容いたします。</p> |
| 8 | 仕様書7.保守・運用業務の内容 | <p>保守業務委託は別途契約をおこなうとのことですが、毎年契約となりますでしょうか？</p> <p>また、合計何年間のご利用を予定されておりますでしょうか？</p> | <p>保守業務委託については、毎年契約となります。</p> <p>利用期間については、機器の耐用年数等の関係上、5～6年を予定しております。</p> |

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------------------------|--|---|
| 9 | 仕様書 4. 基本要件 (2)-② 利用環境要件 | 「認証が完了するまでの間は10分程度、無料でインターネット接続が可能」とありますが、3分程度でも許容範囲内でしょうか。 | 利用者が認証する際に時間がかかることを想定した設定としているため、仕様書に記載のとおり10分程度が可能としてください。 |
| 10 | 仕様書 4. 基本要件 (3) セキュリティ要件 | 「データの破壊・改ざん、外部からの侵入による機器の操作等を防止することができるよう必要なセキュリティを確保すること」とありますが、これらは無線LAN機器の設定画面へのログインに関してのセキュリティ強化という認識でよろしいでしょうか。 | 無線LAN機器の設定画面へのログインに関する部分だけではなく、無線LAN機器からデータを保存しているサーバまでの接続に関する部分のセキュリティ強化となります。 |
| 11 | 仕様書 7. 保守・運用業務の内容 (1) 保守・運用対応 | 「アクセスログ、MACアドレス、利用者情報等の利用履歴の蓄積」とありますが、アクセスポイント毎の履歴の保存は必要でしょうか。また、月1回のレポートについても同様に、アクセスポイント毎に提出が必要でしょうか。 | サイバー犯罪発生時の情報提供や利用状況などの分析にも使用できることを想定していることから、アクセスポイント毎に履歴を保存できるようにしてください。また、月1回のレポートについても同様に、アクセスポイント毎に提出をお願いします。 |
| 12 | 仕様書 8. その他留意事項 (4) 設備等の設置 | アクセスポイントの設置について、機器の高さや向き、詳細な設置場所については、現地調査時に確認させて頂く形で問題ないでしょうか。 | 問題ありません。なお、ONUは一般の方が立ち入れない箇所にあることが多いため、事前に情報システム課へ調査予定日の連絡をお願いします。 |

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------|--|--|
| 13 | 実施要領 7：企画提案書 | 6-2「光ステーションと認証連携が可能であれば」とありますが、光ステーション側は、認証連携についてどのようなご協力を頂けるのかご教示をお願いします。 | 現時点では把握しておりませんが、事業者決定後に必要に応じて光ステーションの事業者に伺うこととします。 |
| 14 | 仕様書 P4 6-(1) | 「キャリアのSSIDは送波しないこと」とありますが、フリーWi-Fi用のSSID一波のみを送波とする、という指示の認識で良いでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 15 | 仕様書 P3 4-(3) | 「データの破壊・改ざん、外部からの侵入による機器の操作等を防止することができる」とありますが、「機器」とはアクセスポイント、およびクラウド設備の事を示すと考えて良いでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------------|--------------------------------|---|
| 16 | 施工条件について | 本事業における施工条件として埋設工事は可能か。 | 史跡となっていることから、埋設工事は原則不可とします。 |
| 17 | 仕様書 P1 2 サービスエリアについて | 公園敷地内へポールを新設する設計でのご提案は可能でしょうか。 | 史跡となっていることから、ポールの新設は不可とします。 |
| 18 | 提出書類様式4、様式5について | 再委託先または共同参加者分の提出は必要でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「様式4 会社概要」について再委託先分は提出不要ですが、共同による応募の場合は全ての共同参加者分の提出が必要です。 ○「様式5 技術者の概要」については再委託先分は提出不要ですが、共同による応募の場合は1者以上(複数可)の提出が必要です。 |
| 19 | 様式5, 様式6, 様式7, 様式8について | 再委託先業者分の情報を出す必要はありますか。 | 「様式5 技術者の概要」「様式6 業務実績調書」「様式7 担当技術者調書」「様式8 技術責任者の経歴及び実績等調書」については再委託先業者分の情報は提出不要です。 |